

静岡県告示第326号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年10月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

寺の脇 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
賀茂郡	松崎町	宮内	寺ノ脇	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	131 1号
			〃	131 2号
			〃	381-1 3号
			〃	381-1 4号
			〃	381-1 5号
			〃	381-1 6号
			〃	385-1 7号
			〃	385-1 8号
			〃	385-1 9号
			〃	385-1 10号
			〃	大沢谷 126-1 11号
			〃	〃 128-6 12号
			〃	〃 128-2 13号
			〃	相ノ田 182-1 14号
〃	寺ノ脇 130 15号			